

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○**渋谷佐輔委員長** 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

総括質疑を続行いたします。

高橋孝夫委員の総括質疑

○**渋谷佐輔委員長** 次に、順位2番、議席番号11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** 私は、長井市の行財政運営が誤りのないよう展開されることを祈りながら総括質疑を行います。通告をしております2点について質問を申し上げますので、明快な答弁いただきますようお願いをしておきたいと思っております。

通告の1は斎場の問題ですが、先ほど来の関連がありますので、順序を変えさせていただいて2番のまちづくりファンドの方から質問をさせていただきます。

私は今回、私どもの勉強会などにおいても、ちょっとこの種の提案にしては細部にわたる説明がなかなかされない、具体的な計画も不明確なまま、そしてこの条例や、あるいは要綱なども示されない中で出てきたものだなと感じました。

そこで、項目に沿って具体的にお聞きをしたと思います。第1点目は、基本的な考え方について伺います。

先ほど午前中の質問の中でおおよそ形は示されたというふうに感じましたが、この制度はどういうものなのかについて端的に、商工観光課長にお伺いをしたいと思います。あわせて市長には、経過を少し述べられましたけれども、市

として市がこの最終判断をしたのはいつで、どういう機関の会議の中でこれを決定をしたのかについてお聞かせをいただきたいと思っております。

○**渋谷佐輔委員長** 目黒栄樹市長。

○**目黒栄樹市長** お答えします。

先ほど申し上げましたように、去年3月に山形県から、県で基金を創設したいと、フューチャーキャピタルファンドということで、長井市はオーナーの皆さんもいらっしゃるし応分の負担をしてほしいと、1,000万円以上という話だったのですが、依頼がありました。別に私は県に協力しないという気はありませんけども、商工会議所の皆さんも検討されて、それは長井市のまちづくりを応援するのに民間がみずからやっぱりこの先頭に立ってやらなきゃいけない。ところが県に出してしまうと県の審査会で長井に来るとは限らないということもありますから、これは長井でつくった方がいいのではないかとこのふうな会議所の役員の皆さんでまちづくり等に弾力的に活用できるものをつくろうと。

その場合に、さっきも言いましたように「民都を活用しますともっとできるよ」という話が日本福祉大学の中村先生からお話をいただいて、まちづくりにはですね。そうすると、最大で言うと3,000万円、3,000万円、3,000万円ですと9,000万円、つまり市のお金は3,000万円なのに9,000万円の、3倍の仕事ができるということになる。最低というとあれですが、最小の場合ですと1、2、3というふうになっても1、2、3を足して割ればいいんですから、6のうち3しか出さない。1は民間で、それから民都でと。このように2倍はできる、2倍から3倍のまちづくりができるということになるということがわかりました。それは弾力的に今までも例があるわけですし、随時やってきた。

それから、そういうのをしっかり見させていただきながら、この審査会にももちろん、審査会

は10名ぐらいでやって議会の皆さんにも出ていただくと。議会であと終わりってということじゃないですよ。議会の皆さんにもちゃんと出ていただいて、我々も出て、民間もして、識見の皆さんのあれで審査会でやっぱりしっかりと議論しながら出していこうと。その場合に、民都の場合にはハードの方かなり歴史的建物保存等に傾いてますが、さっき蒲生委員からも言われたように、39ですかね、残りの61というのはソフトに回せるわけです。長井市の場合にはフットパスによるやっぱり水のまちをさらにレベルアップする、あるいは駅前通りをどうするかとか、あの小桜館をもう少しさらに整備したいとか、いろいろ緊急の課題があると思います。そういったものに使うためにこの2倍から3倍の資金を確保するということならばやっぱり今の方がいいのではないかとということで、具体的に言えば7月に商工会議所との話を持ってやりましょうということになったわけでありました。

協働のまちづくりというのはまさに民間が主役で、民間の皆さんがみずから金を出して、みずからやっぱりこのまちのレベルアップをし、バージョンアップをすると、そういうときに出していただけるというのであれば、我々も応分の2分の1から3分の1出せれば長井市のまちがぐっとよくなるということができれば、それはいいことなのではないかと。これからまちづくりが大事だというときに、まさに民間の皆さんも参加して主役になって協働のまちづくりに資するのではないかとというふうに思っているところであります。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答えいたします。

この制度はどのようなものかというご質問でございますが、民間都市開発機構の住民参加型まちづくりファンドの制度はどのようなふうなものかというふうなご質問だろうというふうに理解をいたします。

民間都市開発機構の方では、この制度は平成17年から事業を行っておりまして、新しく追加された支援メニューでございます。内容といたしましては、地域住民あるいは企業等によるまちづくり事業に助成を行う公益信託または公益法人に対して資金拠出というふうなことで支援をするものだというふうなことでございます。なお、限度額につきましては2,000万円から5,000万円、それから金額的には当該ファンドに対する地方公共団体の拠出額、またはファンドの住民及び地方公共団体の拠出額の2分の1というふうなことで制度的につくっているものでございます。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** 市長にお伺いしますけれども、私お聞きしたのは、市が最終決定をされたのはいつで、どういう機関でされたのかということです。もう一度お願いします。

○**渋谷佐輔委員長** 目黒栄樹市長。

○**目黒栄樹市長** 市としてはこの庁内でも検討いたしましたでしたが、最終的に私がゴーサインを出しました。それはもう、そうですね、予算も大体終わってから4月ごろではなかったかというふうに思いますね。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** 7月に話をして4月ごろっていうのはちょっとわからないんですが。

○**目黒栄樹市長** 市が決めて商工会議所と話をして全体で取り組むと。あなたが言うのは市がやるかやらないかという決定。

○**11番 高橋孝夫委員** そうです、そうです。

○**目黒栄樹市長** だからそれは私の最終判断で…。

○**11番 高橋孝夫委員** 4月に決めたと、わかりました。

それで、商工観光課長にお伺いしますが、これ基金なわけですけど、地方自治法では基金

を設定をする際はこういうふうにしなさいよということがあるわけですが、これは今回ちょっと違うんだと感じますけれども、これ通常の基金と、地方公共団体が設置をするその基金と今回組むやつっていうのは違うのですか、どこがどういうふうに違うんですか、お聞かせください。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答えいたします。

地方自治法上の基金自体は市が確保するというふうなことが基本だろうというふうに思いますが、今回のこの制度につきましては、先ほど申しあげましたが、助成を行う公益信託または公益法人、社団法人または財団法人に対して拠出するものだというふうなことになることになってございます。市として確保する基金というふうなものではないというふうなことでございます。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** 確かにそういう性格だと思います。しかし、ただ、市がその例えば商工観光課長が言われる公益信託に拠出をするという場合でも、この基金というものの性格といいますかね、それは地方自治法にのっとりた形で表現をするということが必要だと思います。例えば地方自治法でいえば、これは地方公共団体が基金を設立、設置をする際は条例で決めなさいよというふうにしてるわけです。今回それにかわるものというのが示される必要があるというふうに私は思うわけですが、それはどれに当たるんですか。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** 市町村の場合の基金条例というふうな設定をしながら枠組みをつくっていくわけですが、今回この市の条例に該当するというふうなものとして考えますと、地場産業振興センターの定款の中にも含めるというふうな形になるかと思えます。なお、その点につきましては今県の方の指導をいただ

いて調整をしておる段階でございます。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** 私が申し上げてるのは、基金を設置をする場合は、基金の設置は必ず、必ずですよ、条例によることを要し、またはその設置については予算の執行という形式をとるものだというふうにしてあるわけですね。今回の提案をされる際に、今回は条例制定要らないわけですから、要らないわけですね、公共団体が持つ基金じゃないから。だけど、それにかわるものというのはどれに当たるんですか、この間示された資料をいろいろいただきましたけれども、それはどれに当たるんですか。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答えいたします。

まず一つは、市の場合の条例に該当するものというのは今回お示した中には入りません。ただ、その規則等に関する部分になるかと思いますが、ただいまお示しをさせていただいた資料の中に、「(仮称)長井まちづくり基金管理運営規程(案)」としてお示しをさせていただいております。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** いただきました、さっき。こういうのっていうのは、普通の場合だと、基金を設定する際は同時にこの条例案が出てきてそれで判断するわけですよ、基金というのはこういう目的で、幾ら、いつまで、だれがどれくらい出すのか。その運用の方法は、先ほどありましたけれども果実運用にするのか、あるいは取り崩し型にするのか、活用できるのはだれかとかというものが明らかになって初めてこれらが出てくるというふうになるわけですが、この今回の場合っていうのはとっても不思議なんですけれども、それらが前段で全く示されなくて、そして3,000万円だけ出てきたということになるわけです。これはなかなか判断しにくいというふうに私は感じるわけですが

ども、ここはどう整理をされたのですか、後でもいいということだったのでしょうか。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答えいたします。

商工会議所さん、それから私ども、それから地場産業振興センター、それから民都も含めてでございますが、この3つあるいは4つの機関の中で内容を詰めていかなければならなかったというふうな状況がございます。また、9月、10月あるいは11月も含めてでございますが、諸事業が立て込んでおったというふうな状況もございまして、なかなか詳細の部分まで詰め切れなかったというふうな状況がございます。そういったふうな状況もある中でご理解を得ながら進めていきたいというふうなことで、このような状況になったというふうなことでございます。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** ちょっといろいろあったからということでしょう。このきょういただきました（仮称）長井まちづくり基金基本方針というのはいつできたんですか。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** 先ほどの蒲生委員のご質問の中でお話をさせていただいたんですが、11月の17日の日付でもって民都の方に申請をさせていただいたんですが、その際にこの基本方針を固めないといけないというふうなことでございます。民都の方の日付自体を多少さかのぼらなければならなかったというふうなことがございまして、実質的には11月の中旬から下旬の段階で固めたというふうなことでございます。決裁をいただいたというふうなことでございます。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** 不思議でしょうがないんですけども、11月に行われたこの産業・建設常任委員会協議会にこれは何で出てこなかったんですか。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答えいたします。

所管の委員会の皆様方には大変申しわけございませんでしたんですが、最終的な決裁をいただくのが16日まで間に合わなかったというふうなことでございます。先ほども申し上げたんですが、17日の日付自体を多少向こうの方の申請月日に合わさざるを得なかったというふうな状況があるというふうなことでございます。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** そうすると、本当に17日にあれ申請したの。何かそこもおかしくなるんですが。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** 17日の日付で提出するようにというふうなことでございまして、民都さんの方の申請の日付は11月の17日ということでございます。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** 何日まで消印有効みたいなことだったのかなと思います。わかりました。私これとっても不自然だなというふうなこれを感じます。

もう一つ、この基金というのは予算執行という形式で設置になるということなんですが、おおよそ先ほど話があった9,000万円をどういうふうなこれから使っていくのか、予算ですね、予算案、これは、これにかわるものっていうのは何になるんですか。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答えいたします。

先ほどお渡ししました資料の2枚目の裏側と言った方がいいでしょうか、4ページ目、頭から4枚目のところでございますが、（4）の資金事業計画の試算というふうなことでございまして、今想定をしております助成の単価等々をイメージとしてまとめたものでございますが、基本的にはこんなふうな枠組みを念頭に置きな

がら、運営審査会の方のご意見などいただきながら、今年度はそれぞれ何件ぐらいを予定しながら進めていこうと、申請をいただこうというふうなことで毎年度の事業計画を設定するというふうなことになります。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** きょういただいて初めて大体そういうことだろうとさっき感じたんですけど、これも、しかしこの間、示さなかったのはなぜですか。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** 大変私のふもとりのいいですか、議会の皆様方に対する資料の提示等のタイミングをよく理解できてないというふうな状況がございまして、常任委員会後にご説明に上がった方がいいのかどうかというふうなこともよくわからない状況だったものでございまして、こんなふうな形になったというふうなことでございまして。改めておわび申し上げます。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** 何も責任がどうのこうのって私思ってるわけじゃなくて、事実経過だけお聞かせをいただきましたかったです。結局、示されないままにきょうに至ってしまったということだと整理をします。

もう1点伺いますが、私どもの勉強会でお聞きをしましたけれども、「これは何年間で完結するんですか」という質問を私しました。その際、「取り崩し型だから基金なくなるまで」というのが商工観光課長の答弁だったわけですが、きょうの話をお聞きしますと10年ということが具体的に出てきておった。しかし、ほかの人に聞くと、いや、6年だろうという方もいらっしゃるわけですが、これは具体的に何年の事業ですか、何年間の事業なんですか。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** 何年間の事業という

ふうなことではなくて、今その(4)の方に示したとおりでございますが、枠としてはこんなふうな考えられるというふうなことでございませぬ。例えば民都の3,000万円、予定する金額について何年間のうちにやらなければならないというふうなものでもございませぬ。民都さんの方では、例えば5年も何もしないというふうなことでは困るんだけど、3年以内に終わらせないといけないとか5年以内に終わらせないとだめだとかっていうふうなことでもございませぬ。

それから枠としてこんなふうな枠組みがありまして、助成を希望する市民の皆さん方の立候補といいますか、企画あるいは企画案が出てくれば、これを例えば10年ぐらいの範囲の中で考えることができるのであれば、10年ぐらいなるかもしれません。ただ、建物等につきましては、例えば3件の4つということで12件というふうなことで考えておりますが、これらはできるだけ早い時期に手だてをしていかないといけないだろうというふうに思いますし、まちづくり活動の助成分野につきましては10件から20件ぐらいの内容で考えてございまして。これらが例えば10年間のうちにこういったふうなものが予定されると、きっちりと事業提案されるというふうな状況にはございませぬ。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** 私気になるのは、結局期限がない、期間の定めがないっていうのはおかしいんですけども、定かでないというね、これからやってみないとわからない式のものでこういう基金というのは設置できるんだろうかというのうんと不思議でしょうがない。冒頭申し上げましたように、基金というのは、大体いつまで、この期間でこういうことをするために積み立てを行う、あるいは果実で運用を行う、こういうところに支援をするということだと思っておりますね。今回ましてや取り崩し型ですから、

果実運用だとこれエンドレスかもしれないけれども、そうでもない。何となく見えない事業だなというふうに感じました。

そこで、この（２）に関連してお聞きをしますが、私どもの理解では、市が3,000万円、それから市内の民間が3,000万円、民都が3,000万円、9,000万円というこの考え方、示されてるわけですが、これは、この割合は私は変わらないのだというふうに理解をしておいたわけですが。いわば市も1、民間も1、民都も1ということで基金構成がされるというふうに理解をしておりました。ところが午前中の質疑の中で、そうではないと。仮に民間がこういうふうには3,000万円までにならなかつたら、その市と民間を合わせた額の2分の1かな、ということで手だてがなるのだと、民都の方からはというお話をお聞きして、えっと思ったわけですが、これはそういうことで間違いないのですか。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答えいたします。

民都の方の要綱上、その2つがあるというふうなことを申し上げたところでございます。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** いや、要綱上そういう可能性があるという議論をしてるんじゃないかと、じゃあちょっと質問変えますが、私どもの理解はこうだったんですよ。今回市が3,000万円を出しましょうということで予算をまず決めたというふうにするけれども、実際は、来年の2月までの間に商工会議所を中心にお金をいろいろ集めてみたけど結局1,000万円しか集まらなかったと。だとすると、長井市も3,000万円とは決めたけど1,000万円なんだよと、民都も1,000万円なんだよという理解でいたわけですが。そうではないのですか。

○**渋谷佐輔委員長** 目黒栄樹市長。

○**目黒栄樹市長** 別に商工観光課長から振られた

わけではありません。あのね、これは3,000万円は上限なんです。ずっとこの8年間は民間の皆さんに本当に協力してもらって、花火もオペラもROBO-ONEも何もこうやってきたわけですが、いつでもそういうふうにとんども、またやるから一回ごとにこういうふうを集められるというのでも、これも民間もなかなか大変と、景気の変動もあるし、それならば、ある程度民間は出すから同じぐらいでと当初考えていたんですが、いたんですがですよ、その要綱を見たら、その要綱には民間と行政の足して2分の1は民都が出すと、こういうことですから、民間が1,000万円しか集まらないで1,000万円しか要らないと、こっちで1,000万円と、上限は3,000万円だから1,000万円でもいいわけですが、というよりは、1と3で間の2を民都が出してくれるとなれば、これはさっきの3倍にはなりませんけども2倍の仕事量にもなるし、それだって選択肢の私は一つだと今思っています。それは要綱がそういうふうになっているということ、それは商工観光課長から聞いて知ってますから。この次内谷さんがちゃんとこの私も同じように良好な関係を車座座談会でおつくりになると思いますが、やっぱり景気動向もあるんだし、今までどおりちゃんとなるかどうかということだって、それは経済の話ですから。そうすると、上限は3,000万円というのは、やっぱりこれ以上なかなかまちづくりにそんなに、今年10年といっても基金として10年間あるいは数年間で切り崩すのはそんなにそれ以上の余力はないから3,000万円ですが、両方可能性があるとなれば、民間1,000万円だけじゃなくて民都1,000万円じゃなくて2になってくれれば、それはそっちでいいことですし、それは2月段階である程度決まった段階でまたこれ議論をしてどっちでいくかと、それは選択肢の中にあるんだろうと思います。

なお、民都の常務理事が10月に来てくれたん

+

ですよ、それは。結構やっぱりそういう面では今度は少しずつ、何ていうのかな、応援してくれるってところが結構あるんだと、でも長井はこんなにまちづくり一生懸命だし、民間の皆さんも力があるということだから、それは私もかつてからも国土交通省とは長いつき合いでしたから信頼関係があるから、よし、じゃあ市長がやっぱりある程度考えられるうちにやりましょうと、相手があることだから今まで少し時間がかかっただけということですよ。向こうだって、向こうが全然出なくなったらこの話はなしになりますからね。向こうのトップに近い常務理事が来て、よしということになったから、それで10月に商工会議所もあれを開いて、さらに11月に常議員でも決めたと、そういうお互いにやりとりをしながら、できるだけやっぱりまちづくりの資金を確保していこうと、こういう努力だということをご理解いただいてそこをやっぱり柔軟にさせていただいて、審査会でも議会の代表の皆さんがおいでになるわけだし、報告せいと言えば常に産業委員会で報告しなきゃいけないわけですよ。議員の皆さんともしっかりと連携して議論をしながらやっていくと。しかし、やっぱりいい話じゃないですかと。2倍から3倍の資金をある程度準備しながら、どういうことをやっていくかということ議論していくと、というふうに私は思ってきたわけでありませう。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** いい話とか悪い話だかを判断するために今お聞きをしてるんで、そこはまだわからないんです。

1対1対1だと、3,000万円は今回決めるけど、実際は、だけど民間が幾ら集めれるかによって市も出すのを決めるんだという説明だったと私どもは思ってるんですよ。それはいつ変わったんですか、そうではないと。

○**渋谷佐輔委員長** 目黒栄樹市長。

○**目黒栄樹市長** 基本的に1対1対1で来たんですが、今の状況から言うと、例えば必ずしも3,000万円ということにならないかもしれないという状況の場合の選択肢を残しておくということですよ。1、1、1でいいということであれば、それはそうなると思いますね。これはやっぱり上限3,000万円だし、それからあれで言えば補正も2月以降のあれでまた相手とやりとりがありますからね、補正で減額もできるわけだし。ということで、私はやっぱり選択肢は残しておいた方がいいというふうに思っています。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** そうすると2月にならないと、実際今回3,000万円決めてほしいと提案してるけども、幾ら長井市が実際提出をするのかというのはわからないということですか。

○**渋谷佐輔委員長** 目黒栄樹市長。

○**目黒栄樹市長** 今回出させていただいたのは上限で、これ以上はしませんよと、上限で3,000万円と、こういうあれであります。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** そうすると、逆に言うとその1対1対1もあるし、先ほど商工観光課長の説明をした民間と市の合計額の2分の1か3,000万円どっちか少ない方というのもあると。だけどそれは結果を見ないとわからないということですか、それは2月に判断をするということですか。

○**渋谷佐輔委員長** 目黒栄樹市長。

○**目黒栄樹市長** それはやっぱり一つは民間の皆さんがどれぐらいご協力していただけるかをしっかりと見きわめた上で、なおかつ民都だって、民間1だから上限1、3プラス割る2だから2という要綱があるけども、これは1にしてくれというふうに言われたら、それはやっぱり我々も1というふうにならざるを得ないという場合だってあり得るわけですから、そういった私は柔軟に構えていくという方がいいと思ってる

ころであります。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** 念を押すみたいで申しわけないけども、商工観光課長、今の考え方ですか、今みたいな考え方ですか、市長の。私どもに今回の提案をしたのは、説明をしたのは。そこを少し整理してください。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答えいたします。

まず、常任委員会等々の時期というのは民間の皆様方の方もかなりいい形で考えていただいたというふうな状況もございまして、その時点ではそれぞれ3,000万円、3,000万円、3,000万円というふうな考え方があったというふうなことでございます。考え方があったといえますか、状況があったというふうなことでございまして、私の方からの説明につきましても、それが念頭にあったものでございますから1、1、1というふうなことでご説明をさせていただいたと。ただ、常任委員会の方の資料の中には、今言いました1、2、3というんですか、1、3、2といえますか、1、3、2というふうな項目があるというふうなことでございまして、そちらの方の説明といえますか、こういったふうな場合もあるというふうなところのご説明は十分しなかったかなというふうに思っております。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** その説明が、例えば先月の産建の協議会から今日までずっと変わってきているんだと私は感じるんです。それがこういう混乱、なかなか整理し切れない状況を生んでるなということだと思えます。なかなか理解できないですね。

もう一つ、この経過の部分でお聞きしますけれども、先ほどいただいたこの商工会議所の第298回常議員会会議録を見ると、当日の常議員会の中では、当初の議題ではなかったんですね、このまちづくりファンド設立計画っていうのは。

その他で緊急動議として出て、しかもこれ再上程って書いてあるんですけども、商工会議所自体はこれ一回でこの問題を議決をしたのでなくて、過去何回か議論をして決めたということなんですか、ここを教えてください。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答えいたします。

たしかことしの3月ぐらいからのお話はなさっておったかなというふうに思うんです。10月に、事務局のサイドとしては報告というふうなことで扱うというふうな予定であったというふうに聞いております。その報告をなされた際に常議員の方から、「これについてはいつまでも検討というふうなことでなくて、きちっとこの段階で決議しよう」というふうな発議がなされ、改めて議案として提示をして議決を得たというふうなことでございます。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** わかりました。

もう一つ不思議でならないのは、この別添の資料というのは、この資料3ということですか。これ10月13日にこういう資料が出て示されたということですか、商工会議所の常議員会で。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** そのとおりでございます。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** とっても不思議なのは、その後にこの常任委員会協議会があって、これが出てこないんですよ。何だって不思議だなと思うしかないわけです。

市長、もう一回この資金の関係では確認させていただきたいんですが、先ほどの午前中の質疑の中で、市長、11月29日の常議員会総会で決定をされたのだと。特別委員会を設置をしてその3,000万円確保に向けて努力をするというふうにおっしゃいましたけれども、そうすると、この10月の13日に決めたことになってるんです

けども、会議録ではね。ここだけちょっと整理していただませんか、どっちで決めて……。

(「その商工会議所が10月」の声あり)

○11番 高橋孝夫委員 10月13日、これですよ。

(「商工会議所でしょ」の声あり)

○11番 高橋孝夫委員 そうです。

○渋谷佐輔委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 これは私は商工会議所からあれと同じように報告をいただいたんですから、10月の13日にお決めになったと、報告という形なのか了承という形なのか、ともかくそういうふうに商工会議所が本格的に取り組むと、それから民都も本格的にやるというから、それはやっぱり今度は議案として上限だけでも出さなきゃいけないなど、そういう判断をしたわけでありまして。それで、やっぱりこのまちづくりをこれしなきゃいけないわけでしょうし、市長がかわろうがかわるまいが、それはまちづくりはしなきゃいけないわけですので。

+ ○渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 こういことですか、じゃあ13日に承認をしたと、まちづくりファンダは。で、特別委員会を設置をしたのは11月29日だということですか。

○渋谷佐輔委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 そう私は理解しています。

○渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 それで、この本当に集まるかっていうところもやっぱりポイントだと思っんですよ。ここは商工会議所の見通し、心づもり、腹づもりということもあるでしょうけれども、どういこと、おおよそここから幾ら、ここから幾ら、ここから幾らっていうのはもうあって、それに当たるだけという段階になってるのかどうかだけお聞きをいたします。

○渋谷佐輔委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 それは商工会議所が全体でお取り組みなんですから、どういふうにおやりに

なるかということについて我々が口出しすることではないというふうに思います。

○渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 市長との話し合いの中で、大丈夫だぞという表明はあったのですか。

○渋谷佐輔委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 大丈夫だからでということじゃなくて、やっぱり1,000万円、1,000万円、1,000万円の3,000万円ぐらいでは少し足りないかもしれないねと、あるいは、でも5,000万円ずつというのはこれはなかなか集められないかもしれないねということで、じゃ、3,000万円ぐらいならやっぱり責任を持ってやらなきゃいかんかなと、取り組んでみなきゃいかんかなというふうなお話であったと、そういう感触だから我々もそれぐらいでということ、今度は民都の方ともお話をしたということです。

○渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 努力目標について確認をされたということだったんでしょう。

3つ目の、この地場産センターの対応、関連についてお伺いをしますけれども、この地場産センターにこの基金を置くということになっているわけです。地場産センターでは、この基金管理など新たな業務がふえてくる、これは定款変えない以上ならないんでしょうけども、これどうい体制でこの業務をやろうという構想を立てられているのかお聞かせください、商工観光課長。

○渋谷佐輔委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 地場産業振興センターの対応につきましては、それ以前に、その前の前提といたしまして、この基金に関する事務局というふうなものが必要だろうというふうなことで考えてございます。それはこの経過、あるいは今後の基金の有効な活用といひますか、効率的な展開というふうなことから考えますと、市と商工会議所、地場産業振興センター、この

枠組みの中で事務局体制をつくっていくというふうなことで考えてございます。なお、管理運営規程の中で今想定をしておりますのは、理事長からそれぞれの機関の職員に対して、事務局としての兼任といえますか、委嘱をお願いする形で体制をつくっていきたいというふうに考えてございます。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** それ、この事務局というのはどれくらいの規模になるんですか。市はどこが担当になりますか。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** 想定されるのは、商工観光課はもちろんでございますが、もう少し広い立場からの各方面からの体制が必要かなというふうに考えてございまして、例えばまちづくり交付金事業を担当するセクション、あるいは全体の市の計画等を管理する、あるいは見ていく例えば企画調整課なども考えることが必要かなというふうに考えております。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** 規模を教えていただきたいことと、それは今例えば建設課であるとかいろいろな企画調整課とか出てきましたけれども、そこはもう既にそういうことでやるんだよという合意、内部連絡などはもうできてるということですか。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** このファンドの最初の検討の段階で、今お話を申し上げました課の打ち合わせを行っていたというふうな経過がございます。ただ、最終的にこれからこの線というふうなところまでの確認はまだしてございません。

(「何人ですか。」の声あり)

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** 3機関、とりあえず地場産センター、それから商工会議所、市とい

うことで3つの機関があるわけですが、それから考えますと5名程度かなというふうに考えられます。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** わかりました。

私、このファンドの事業を具体的に展開をするっていうことになると、地場産業振興センターの職員だけでは到底やれないというふうに心配をしておりました。それは今言われたような内容で事務局を構成してするということですから少し安心をするわけですがけれども、それにしても、寄せ集めで大変だなというふうに思います。

これを新たに地場産業振興センターがこの仕事を受けることによって、地場産業振興センターに対する運営費補助金が上がったということにはならないと思いたいのですが、そこはどう見積もっておられるんですか。先ほどの午前中の質疑でも出ましたけれども、この基金の中からこの事務局費は拠出できない性格のものだと私は感じるわけですがけれども、そこはどうとらえておられますか。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答えいたします。

まず一つは、運営費の補助のアップというふうなことはあり得るかというふうなことでございますが、基本的に考えないというふうな方針をトップの方からいただいております。

それから、それに要する事務経費等々の部分につきましては、あくまでも一般の事務、あるいは私どもの市の方から提供をしております自主事業の財源等の運営費補助等の財源の中で対応していただきたいというふうに考えてございます。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** さっきも申し上げましたけれども、この作業は私はすごい作業だと思いますよ。特に対市民というところがほとんど

+

なわけですよ。直接事業をするところもそうです。それから市民団体を育成をしていくということも出てきますよね。そうすると、この作業量というのは本当に膨大になってくると私は感じます。今、運営費補助金の上乗せはないというお話でしたが、それでも私はちょっと心配だなと思います。きちっとしたものが出た段階でまた教えていただきたいと思います。

もう一つ、このまちづくりファンド助成審査会というのがありますけれども、これはきょういただいたこの資料によりますと、ようやく明らかになったのですが、定員は10名、任期は2年ということになっているわけですが、なかなかこの任務が見えないんですよ。理事長から諮問をされて答申をすることになるんでしょうけれども、それだけの作業なのですか。この審査会が独自に動いているんな啓発もする、あるいは働きかけもするなどという任務になるのですか。そこをお聞かせいただきたいのと、どこまで決定権があるのか、そして市、それから地場産業振興センター、この審査会、商工会議所、これらはどういう相互関係になるのですか。ちょっとわかるように説明いただきたいと思います。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** まず1点目、助成審査会の任務というふうなことでございますが、基本的には申請があった内容を審査をしながら、この団体あるいはこの活動に対して支援するのが適当であろうというふうな意見を出していただく、まとめていただくということがポイントでございます。ポイントといいますか、一番重要な部分でございます。その他、基金の運営等についての意見をいただくというふうな中身もあるかと思いますが、基本的にはその助成対象の事案についての審査を基本的に考えてございます。

それから審査会と商工会議所等の機関の関係

でございますが、先ほど申し上げましたこの審査会の事務局というふうなこと、部分につきましては、今お話を申し上げた団体の中から理事長が委嘱を申し上げて事務局体制をつくっていくというふうなことで考えてございます。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** わかりました。事務局でつながるのだということだと思います。ここはわかりました。

最後に入りますけれども、私これどうしてもわかんないのは、こういったものというのは、やっぱり私は当初で、例えば市長の施政方針でもちゃんと触れてスタートをさせるべきものではないかなというふうに思うんですね。もう一つ、市の財政、決して好転をしてるわけではないのが状態だと思うんですね、今の。そういった中で3,000万円といえば大きいですよ、やっぱり。そういう状況の中で今なぜ立ち上げなければならないのかというところが疑問になるわけですよ。ここは2月までにその申請書、ちゃんとした計画を上げなければならぬからということだけですか。財政の状況から見れば、私は今っていうのはちょっと疑問が残るわけですが、市長の整理についてお聞かせいただきたいと思います。

○**渋谷佐輔委員長** 目黒栄樹市長。

○**目黒栄樹市長** まちづくりをしなければいけないという意味では、私は厳しい財政の中で民間の協力を得ながらというふうにして一生懸命やってきたつもりです。それで民間もそれなりに応援してくださったと、最大限ね、イベント等も随分できるようになったと。これはやっぱりそのまま、例えばROBO-ONEにしろ、マイクロマウスの全国大会したからこれで終わりというんじゃないで、やっぱりものづくりにつながっていかなきゃいけないし、オペラにだって5年前のバンドdeオペラからこの「第九」になり、ようやくゼッキンゲンになり、きのう

はお玉桜ですか、そういうふうになってきたわけですが、そういう民間の皆さんの力をやっばりある程度結集できるようなファンドという組織、それは県で最初言ってきたわけですが、それでなくて地元である程度基金も取り崩しできるという民都の協力が得られるんならやっばり今の方がいいと、早い方がいいというふうには思ったところであります。その方が、今の方がやっばり民都の協力も得られると、民間の方の協力も得られると思っただけです。後でとか、条件が整ってなどといったらほとんどずるずるできなくなるというのが今までの結果でありますから、私はやっばり今やった方がいい、スピーディーにというふうになったら今ということだと判断をいたしました。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** まあそういうことを、多分答弁は返ってくるんだろうと思いましたが、私は、今回のこのやり方というのは今までにないやり方だと感じます。しかし、今の時期、本当に丁寧にこれらをしていかないと大変なことになるなというのと、何かこの議会が今この判断を求められているわけですが、それにしてもちょっと手順も何もかにもおかしいというのが私質疑させていただいて、まだまだ残っているところなんです。これについては後ほどまたいろいろあるでしょうからそこにゆだねたいと思います。

ちょっと市民課長には大変申しわけない。通告をしておきながら、そこまで入っていくことができませんでした。この部分については細部でお聞かせいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。終わります。

○**渋谷佐輔委員長** 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これより各会計補正予算案の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにペー

ジ数をお示しの上、お願いいたします。

議案第82号 平成18年度長井市 一般会計補正予算第4号についての 質疑

○**渋谷佐輔委員長** まず、議案第82号の1件について、ご質疑ございませんか。

5番、佐々木謙二委員。

○**5番 佐々木謙二委員** 15ページの関係で、建設課長にまずお伺いをしていきたいと思っております。

先ほど財政課長の方から概要説明がなされたわけでありましてけれども、詳細な中身がちょっとわかりにくかったものですからお聞きをしたわけでありまして、15節の工事請負費1,280万円減額されております。それから22節の補償補てん及び賠償金が460万円減額されております。これはこの予算書を単にごらんになれば、道路新設改良工事の中で一部やらなくても済んだとか、あるいは安くて済んだとかいうことで工事請負費が下がったのかなと、それに関連して補償補てんの関係も減額されたのかなと、単純に見ればそういうふうにはしか見えませんが、この予算書では、ところが、いろいろ内訳があるんじゃないかというふうに思いますので、その内訳、内容をわかりやすく答弁をいただきたい。

○**渋谷佐輔委員長** 浅野敏明建設課長。

○**浅野敏明建設課長** お答えいたします。

まず、工事請負費の減額でございますが、市道八景館線、これまちづくり交付金事業で行っています泉地内の市道の道路改良です。ここについては当初、工事まで実施する予定であったわけですが、いわゆる土地図の不整合がありまして、なかなか進まなかったというのが現状であります。そういったことで、工事までな